

班	部局	課等	クロージングミーティング時				評価内容
			評価事項				
			優秀	良好	観察	改善	
1	企画政策部	資産経営課		○			「市有地売り払いのご案内」パンフレットについて、毎年度部数の削減ができないかを検討し、削減に向け継続的に取り組んでいる。
				○			車両使用にあたり、課内への声かけや、他課との乗り合わせに努め、使用回数削減・ガソリン消費量削減に取り組んでいる。
	総務部	行政総務課	○				エコモの一般職員研修の一環として、無記名にて、取り組み状況・意識のアンケート調査を実施(ファイルサーバーに保管)。アンケート結果を受けて改善につなげている。
			○				課内での打ち合わせに際し、メモ等いらぬ資料作りに努めペーパーレス化を実施。カバーできなかった部分は記録役が議事録を作成してフォローするなど、工夫が見られた。
			○				各課から使用済みの用紙を回収し、裏紙利用で電話メモを作成し庁内配布するなど、裏紙の有効活用に貢献。
		○				所管業務の文書保存の際、文書保存箱の再利用を徹底。また、従来2部提出を求めていた文書目録についても一元化し、大幅な用紙削減につなげた。	
2	市長室	秘書課	○				・理事者の予定表をファイルサーバーで管理するようにし、印刷配布を見直すことで、紙の使用量を最低限にしている。市長・両副市長のスケジュールについて、週間予定表の印刷配布を見直すことで年間288枚の削減を見込み、日毎の予定についても、自課の裏紙BOXの利用に加え、各課から業務で届いた書類の裏紙利用することで、年間1680枚の紙の使用量の削減を見込んでいる。
				○			・給湯室にあるごみ箱について、可燃ごみとプラクルの表示をすることで、分別が容易になるよう工夫していた。
				○			・プラごみ排出削減のため、昼のお弁当注文について、なるべく容器を回収してくれるところを選ぶよう取組んでいた。また、職員の環境活動への意識も高く、課内7名全員が水筒を自発的に持参し、ペットボトルごみの削減につながっている。
		○			・一般研修では、取組項目だけでなく、エコモ通信等の環境に関するトピックス等を紹介するように工夫することで、意識の啓発に取り組んでいた。		
	エコモ事務局	エコモ事務局		○			・LAPSSの導入により、事務局のエコモシート管理事務の軽減や、アラート機能によるエコモ推進員の入力漏れ防止などの効果があり、双方にとってメリットのあるシステムの導入に取り組んでいる。また、同システムの機能により自課の状況をより分かり易く、視覚的に確認できることから、環境意識の啓発にも寄与している。
			○			・エコモの取組については、各職場においてかなり定着してきているとの考えから、次なるステップとして、施設の省エネ改修や、電力会社の契約切り替えを検討する。また、今年度から取組推進目標を各課で設定できるようにしたことからも、各課において状況に応じた自発的な環境活動への取組を考えて欲しいという意図がみられ、ESCO事業やリバースオークション導入等の紹介や提案などのアイデア提供も行っている。	
3	健康・子ども部	子ども家庭課 子ども発達支援室くれよん			○		業者委託している簡易点検について、契約書類と別に保存用簡易点検簿が整備されていなかった。
					○		環境法令順守シートエアコン一覧が点検委託業務の対象エアコン室内機の一覧であるため、法対象の業務用エアコン室外機を把握できるリストとはなっていない。
					○		簡易点検業務の発注時期により点検実施時期も異なるため、必ずしも年間を通じて3か月以内に1回の頻度での点検実施とはなっていない。
	学校教育部	教育研究所 教育会館		○			定期点検が必要となる業務用エアコンの点検業務委託契約書において、作業実施者の資格等証明書等の写しを求め、適切に契約書類と共に綴じられていたが、保管用点検簿にも同書面を添付し、契約書類廃棄後であっても資格者による点検が行われたことが確認できる体制となっていた。
				○		職員による簡易点検が必ずしも3か月以内に1回の頻度とはなっていない。	
	市民部	文化・交流課			○	点検記録簿に環境省告示「管理者の判断基準」記載事項の内容の不足(冷媒として充填されているフロン類の種類と量)があった。	

	申元部	入札ノリ			○	
4	社会教育部	社会教育課	○			銘板記載の機械名と「松原分庁舎内フロンガス使用機器調査書」の機械名が2台異なっていた。
				○	簡易点検の実施予定月を記載した点検記録簿のフォルダーを作成し、担当課と施設がデータ共有することで点検月の可視化を図っていた。併せて室外機室内機の配置図を作成し、フロン法対象機器の点検もれがないように工夫されていて、いずれも適正な管理につながっている。	
				○	施設では点検記録簿を作成して簡易点検を実施していたが、環境法令等順守シートの記載にない使用していない業務用エアコンがあった。	
				○	点検記録簿に環境省告示「管理者の判断基準」記載事項の内容の不足(フロン類の種類と充填量等)があった。	